

「憲法」を学ぶ

第7回 憲法が変わる？ 改憲の問題について

自民党総裁選にあたり、安倍首相が、憲法改正に前のめりになっています。自民党は、昨年12月に「改憲4項目」として、①自衛隊の明記、②緊急事態条項の創設、③合区解消、④教育充実の4つを掲げていますが、改憲をする必要はあるのでしょうか。

① 自衛隊の明記

これは災害救助などに働んでいる自衛隊について憲法と主張する人がいて、自衛隊員がかかわいそうということが理由にあげられています。しかし、現在の政府解釈は自衛隊を合憲としていますし、自衛隊を明記しても現状と何も変わらないと説明しています。そうであれば、あえて改憲をする必要性はありません。



一方、自民党の改憲案によれば、集団的自衛権の全面的な行使が可能となります。安倍政権のこれま

政権政党の都合のいい 改憲は許さない

でのやり方からすれば、自衛隊の活動範囲や任務も法改正や解釈により現状からさらに拡大していくことが懸念されます。

② 緊急事態条項

緊急事態条項とは、戦争や大規模災害などの非常事

態時に、内閣の一存で、法律と同じ効力を持つ政令を出し、誰もがその内閣の政令に従わなければならないというものです。自然災害が続いており、一見必要な気もしますが、そのための法律は既に整備されています。過去の歴史を振り返れば、ナチスなど権力者に都

摘されたため設けた合区について、憲法の方を改正してしまおうという案ですが、違憲状態とされた投票価値の格差の問題については何の配慮もなされていません。

④ 教育の充実

教育の無償化を訴えてきた日本維新の会を改憲に巻き込むために、改憲項目に加えられたと言われていますが、自民党の条項案では、無償化を義務化するような内容にもなっていないですし、そもそも無償化にするために、憲法を改正する必要もありません。

③ 合区の解消

これは都道府県単位の選挙区による選挙で投票価値の格差が広がり、最高裁判所から違憲状態であると指

に行った世論調査でも、4項目全てで「反対」や「不要」の否定的意見が上回ったのもうなづけます。

憲法は、国民の権利や自由を守るためのもので、また国のかたちを決めるものです。国民が熟慮した上で「憲法を変えたい」という気持ちが高まっているのであれば改正することもあるでしょう。ただ、今は国民ではなく、憲法により制限される側の政権政党である自民党が憲法を変えようとしているのが現実です。自衛隊員がかかわいそうというような感情的な話ではなく、自分の国をどうにしたいのか、改正しても国民の権利や自由を守られるのかについて、しっかり吟味・検討する必要があります。

東京北法律事務所

金井 知明弁護士